

## 未支給年金・未支給給付金請求書および受給権者死亡届（報告書）について

## 1. 未支給年金とは

年金は、お亡くなりになった月分まで支払われます。このため、未支給年金とは、以下の①②の年金となります。

- ① 年金を受けている方がお亡くなりになったときにまだ受け取っていない年金
- ② お亡くなりになった日より後に振込みされた年金のうち、お亡くなりになった月分までの年金

## 2. 未支給年金の請求について

この請求書は、お亡くなりになった方と生計を同じくしていた遺族（下記3）が未支給年金を請求をする際に使用します。また、年金の受給権がある方が請求せずにお亡くなりになった場合、未支給請求者が請求を行うときにも使用します。未支給の年金を請求できない方は、4ページの死亡届（報告書）のみご記入ください。

- 被用者年金一元化法施行(平成27年10月)以降に、複数の年金を受ける権利が発生した方がお亡くなりになった場合には、この請求書を日本年金機構または共済組合等のいずれか1か所に提出することにより、それぞれの年金の手続きが可能となります。
- 未支給の年金および未支給の年金生活者支援給付金のいずれも受けることができる場合は、この請求書の提出により両方の給付の請求をしたこととなります。ただし、共済組合等から支給される年金のみを受給されていた方の未支給の年金生活者支援給付金を請求する場合、この請求書の提出先は日本年金機構となります。
- 請求書を提出されてから未支給年金・未支給給付金を受け取るまでにおおむね3か月かかります。

## 3. 未支給の年金を受けることができる方および順位

## (1) 未支給の年金を受けることができる方

① 国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金（三共済（JR、JT、NTT）・農林共済を除く）  
死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

② 共済年金（三共済（JR、JT、NTT）・農林共済に限る）

ア. 死亡した受給権者に生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母

※子または孫は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において配偶者がいない方、または組合員であった方の死亡当時から引き続き障害等級の1級もしくは2級に該当する障害の状態にある方

イ. 上記ア以外の死亡した受給権者の相続人

※ 配偶者には、市区町村に届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含みます。

※ 未支給の年金生活者支援給付金を受けることができる遺族の範囲は上記①と同様です。

## (2) 未支給の年金を受けることができる方の順位

未支給の年金を受けることができる方の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族となります。なお、同順位者が2名以上ある場合は、そのうちの1名が代表してご請求ください。

- 上記(1)②イの場合は、民法に規定される相続の順となります。
- 自分より先順位者がいる場合は、未支給の年金を受けるとはできません。

## 4. 記入上の注意

- 日本年金機構のホームページに請求書の記入方法等が確認できる動画を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/izokunenkinseikyu.html>

## 【未支給年金・未支給給付金請求書および受給権者死亡届（報告書）に共通した注意事項】

(1) ①には死亡した受給権者の基礎年金番号をご記入ください。

死亡した受給権者が受けていたすべての年金の請求を希望するときは、チェックボックスに✓をご記入ください。

ただし、年金ごとに未支給請求される方が異なる場合は、請求する年金コードをご記入ください。

なお、年金を請求中であるときは、㊦に年金の種類、提出した年金事務所の名称および提出年月日をご記入ください。

(2) ②の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。

(3) ◆は、死亡した方が厚生年金保険・船員保険・三共済（JR、JT、NTT）・農林共済の年金のみならず、共済組合等で支給する共済年金も受給していた場合、あわせて共済の未支給年金（未済の年金）の請求を希望するかどうか、該当する文字（はい・いいえ）を○印で囲んでください。共済年金と国民（基礎）年金のみを受けていた方は、別途、共済組合等に請求が必要です。

(4) ④には請求者または届出者の電話番号をご記入ください。（携帯電話も可）

記入方法等が動画で確認できます。



【二次元コード】

## 4. 記入上の注意（つづき）

### 【未支給年金・未支払給付金請求書にかかる注意事項】

- (5) ㉔は、「金融機関」または「ゆうちょ銀行（郵便局）」のいずれか一方を記入し、口座番号などについて金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。なお、年金事務所などの窓口で直接預貯金通帳を持参される場合や、預貯金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが記載された部分）を添付される場合または公金受取口座を指定される場合は、金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明は必要ありません。口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
- (6) ㉕は、受給権者が死亡した当時、受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の各欄の該当する文字（いる・いない）を○印で囲んでください。
- (7) ㉖は、三共済（JR、JT、NTT）・農林共済の未支給年金を請求する場合、該当する文字（はい・いいえ）を○印で囲んでください。
- (8) ㉗は、請求者が配偶者または子の場合であって、住民票上世帯を別にしていたが、住所が住民票上同一であったときにご記入ください。受給権者の死亡当時は同じ世帯であったが、世帯主の死亡により世帯主が変更されたことが住民票で確認できない場合も、ご記入ください。

## 5. この請求書に添えなければならない書類

未支給年金の請求手続きには、①～⑤の書類の添付が原則必要です。なお、以下の場合については一部の添付書類を省略することができます。

### 【請求者が配偶者の場合】

▶請求者の個人番号（マイナンバー）を記入された場合は、③～⑤の添付を省略できます。（※）

（注）令和4年1月10日以前にお亡くなりになった方の未支給年金を請求する場合は③も添付が必要です。

### 【請求者が配偶者以外の場合】

▶請求者の個人番号（マイナンバー）を記入された場合は、④～⑤の添付を省略できます。（※）

（注）請求者が子で、この請求書と併せて遺族年金を請求する場合は③～⑤の添付を省略できます。（令和4年1月10日以前にお亡くなりになった方の未支給年金を請求する場合は③も添付が必要です。）

項番	必要な添付書類	添付理由	注意事項
①	<input type="checkbox"/> 年金証書 (死亡した受給権者分)	・年金証書の回収のため	・添付できない場合は、「受給権者死亡届（報告書）」に事由をご記入ください。
②	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳（コピー可）	・口座の確認のため	・詳しくは、上記4（5）をご参照ください。
③	<input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本または 法定相続情報一覧図	・死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにするため	・市区町村長の証明書でも代替できます。 ・請求者の戸籍謄（抄）本で身分関係が明らかにならない場合は、追加書類が必要となる場合があります。
④	<input type="checkbox"/> 住民票（除票）	・受給権者の死亡の事実を明らかにするため ・死亡した受給権者と請求者との生計同一関係を明らかにするため	・死亡の事実を明らかにすることができる書類は、戸籍謄（抄）本、死亡診断書（コピー可）でも代替できます。 ・生計同一関係を明らかにすることができる書類は、5ページをご参照ください。
⑤	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票	・死亡した受給権者と請求者との生計同一関係を明らかにするため	・生計同一関係を明らかにすることができる書類は、5ページをご参照ください。

※窓口で手続きされる場合は、「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「以下のアおよびイ」をご提示ください。また、郵送で請求書を提出する場合は、「マイナンバーカードの表・裏両面のコピー」または「以下のアおよびイのコピー」を添付してください。

ア.マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）  
イ.身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

### 【添付書類にかかるその他の注意事項】

- 死亡届（報告書）のみを提出する場合の添付書類は、4ページをご覧ください。
- 市区町村に届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった配偶者が請求する場合は、その事実を明らかにすることができる書類が必要です。
- 死亡した受給権者名義の送金通知書があれば必ず一緒にご提出ください。
- 死亡した受給権者が年金給付の年金請求書を提出していなかったときは、その年金請求書とその添付書類が必要です。
- 代理の方が手続きをする場合は、ご本人の委任状、代理人の本人確認ができる書類が必要です。
- 添付書類は「コピー」「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等（年金請求等を目的として交付されたものを除きます。）の原本については、お客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）
- 審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 「公金受取口座」について

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。
- 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。

未支給年金・未支払給付金請求書

二次元コード

◎「記入上の注意」などをよく読んでから「記入」ください。  
 ◎基礎年金番号が不明なときは、年金事務所の窓口でご相談ください。  
 ◎「※」印欄は、記入しないでください。

死亡された方

744501	744502	45	46	48	【職員記入欄】 死亡した方が年金生活者支援給付金を受給されていた場合は右欄に☑ <input type="checkbox"/>									
死亡した受給権者	① 基礎年金番号													
	年金コード	受給されているすべての年金の請求を希望する場合左欄に☑ <input type="checkbox"/> 年金コードを指定する場合右欄に記入												
	② 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年	月	日									
	⑦ (フリガナ) 氏名	(氏) (名)												
③ 死亡した年月日	令和	年	月	日										

死亡した方が厚生年金保険・船員保険・統合共済の年金以外に共済組合等で支給する共済年金も受給していた場合、あわせて共済の未支給年金（未済の給付）の請求を希望しますか。 ※共済年金と国民（基礎）年金のみ受けていた方は、別途共済組合等に請求が必要です。 はい・いいえ

請求される方

請求される方	⑤ (フリガナ) 氏名	(氏) (名)										⑥ 続柄	※続柄				
	⑧ 郵便番号											① 電話番号					
	⑨ (フリガナ) 住所											市区町村					
個人番号	←請求される方の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。																
年金受取者	⑭ 1. 金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 2. ゆうちょ銀行（郵便局）	※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を必ずご記入ください。										(フリガナ)					
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座として登録済の口座を指定	※指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に☑することで金融機関の証明は不要となります。										口座名義人氏名					
	金融機関	金融機関コード	支店コード	(フリガナ)	銀行	行庫	組合	協連	協	(フリガナ)	本店	支店	出張所	本所	支所	預金種別	口座番号（左詰めで記入）
	ゆうちょ銀行	貯金通帳の口座番号										金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※					
記号（左詰めで記入）	番号（右詰めで記入）										請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。						
※通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面）を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。 ※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。																	

㊤ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような方がいましたか。

配偶者	子	父母	孫	祖父母	兄弟姉妹	その他3親等内の親族
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない

㊦ 死亡した方が三共済（JR、JT、NTT）・農林共済年金に関する共済年金を受けていた場合にご記入ください。

㊧ 死亡者からみて、あなたは法定相続人ですか。 はい・いいえ

㊨ 備考

請求される方が、別世帯の配偶者または子の場合

㊩ 別世帯となっていることについての理由書  
 次の理由により、住民票上、世帯が別となっているが、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを申立します。（該当の理由に○印をつけてください。）

請求者氏名

理由

- 受給権者の死亡当時、同じ住所に二世帯で住んでいたため。  
 （請求者が配偶者または子である場合であって、住民票上、世帯が別であったが、住所が同じであったとき。）
- 受給権者の死亡当時は、同じ世帯であったが、世帯主の死亡により、世帯主が変更されたため。

死亡した受給権者と請求者の住所が住民票上異なっていたが、生計を同じくしていた場合は「別居していたことについての理由書」などが必要となります。用紙が必要な方は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所などにお問い合わせください。

詳しくは、5ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」をご覧ください。

令和	年	月	日	提出
年金事務所記入欄				
※遺族給付同時請求	有	(有)	無	
※死亡届の添付	有		無	

市区町村  
受付年月日

実施機関等  
受付年月日





# 生計同一に関する添付書類一覧表

添付書類については、2ページの「この請求書に添えなければならない書類」もご覧ください。

## 1. 請求される方が配偶者または子の場合

請求者の状況	提出書類
住民票上同一世帯に属していたとき	世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※
住民票上世帯を別にしていたが、住所が住民票上同一であったとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※ ② 別世帯になっていたことについての理由書（または④欄にご記入ください）
住所が住民票上異なっていたが、日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしていたとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※ ② 同居についての申立書 ③ 別世帯となっていたことについての理由書 ④ 第三者（民法上の3親等内の親族を除く。）の証明書またはそれに代わる書類
単身赴任、就学または療養などのやむを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、その事情が消滅したときは、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにするつもりであったとき 例① 生活費、療養費などの経済的な援助が行われていた場合 ② 定期的に音信、訪問が行われていたこと	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※ ② 別居していたことについての理由書 ③ 生活費など経済的な援助および定期的な音信、訪問が行われていた申立書 ④ 第三者（民法上の3親等内の親族を除く。）の証明書またはそれに代わる書類

## 2. 請求される方が死亡された方の父母、孫、祖父母または兄弟姉妹、その他3親等内の親族である場合

請求者の状況	提出書類
住民票上同一世帯に属していたとき	世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※
住民票上世帯を別にしていたが、住所が住民票上同一であったとき	それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※
住所が住民票上異なっていたが、日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしていたとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※ ② 同居についての申立書 ③ 第三者（民法上の3親等内の親族を除く。）の証明書またはそれに代わる書類
住所が住民票上異なっていたが、生活費、療養費などについて生活の基盤となる経済的な援助が行われていたとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）※ ② 経済的援助についての申立書 ③ 第三者（民法上の3親等内の親族を除く。）の証明書またはそれに代わる書類

※個人番号（マイナンバー）を記入した場合は、世帯全員の住民票（死亡した受給権者の住民票の除票）の添付を省略できる場合があります。

### 第三者の証明書に代わる書類（生計同一のわかるもの）について

（次のいずれかの書類をご用意ください。コピーでも差しつかえありません。）

事項	提出書類
健康保険などの被扶養者になっていた場合（国民健康保険は該当しません）	被扶養者であったことを明らかにすることができる健康保険被保険者証または組合員証など ※コピーを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号および記号・番号等を判別、復元できないようマスキング（黒塗り等）してください
給与計算上、扶養手当などの対象になっていた場合	給与簿または賃金台帳など
税法上の扶養親族になっていた場合	源泉徴収票または課税（非課税）証明書など
定期的に送金があった場合	定期的に送金されていたことがわかる現金封筒または預貯金通帳など

※請求される方が配偶者または子の場合は、第三者の証明書に代わる書類が他にもあります。詳しくは、年金事務所などにお問い合わせください。

◇ 提出書類の「同居についての申立書」「別世帯となっていたことについての理由書」「生活費など経済的な援助が行われていた申立書」などについてご不明な場合は、「ねんきんダイヤル」または年金事務所などにお問い合わせください。

◇ 審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。